

資料2

大塩委員提出資料

第3回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

母子生活支援施設における 支援について

平成25年6月25日

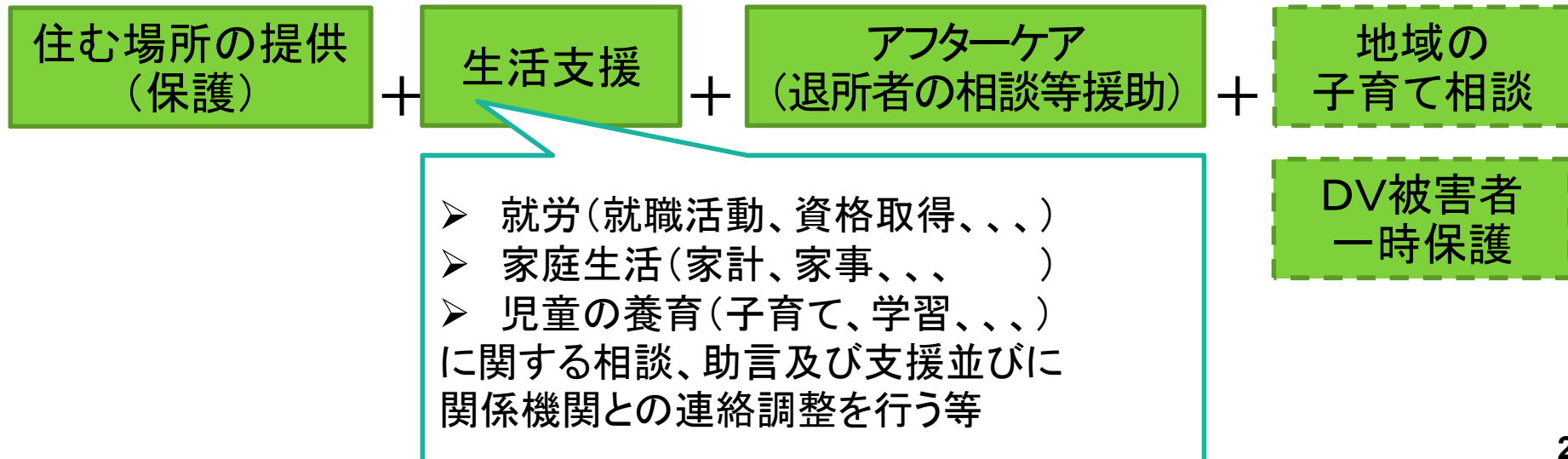
全国母子生活支援施設協議会

会長 大塩 孝江

1. はじめに

＜児童福祉法第38条＞
母子生活支援施設は、
配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び
その者の監護すべき児童を入所させて、
これらの者を保護するとともに、
これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、
あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと
を目的とする施設とする。

○母子寮から母子生活支援施設へ(平成9年 児童福祉法改正 等)



1. はじめに

○母子生活支援施設の特徴

～母と子が共に生活しながら支援を受けることができる
唯一の児童福祉施設

- ・施設利用の入り口は福祉事務所
- ・利用申込み、利用料
- ・広域入所

・**「児童福祉」施設→子どもの最善の利益のために**

・**母親と子どもがともに入所→親子関係の調整、再構築等**

※子ども＝18歳未満、必要がある場合には満20歳まで

2. 母子生活支援施設の概要

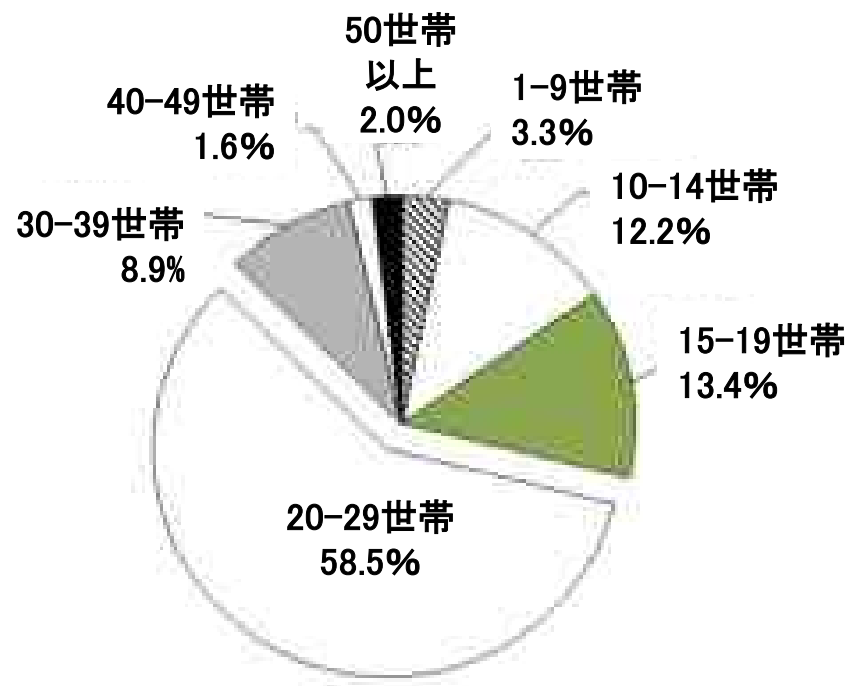
(1) 施設数、定員世帯数

	平成23年度	平成24年度
施設総数	266施設	266施設
稼働施設数	258施設	255施設
認可定員世帯数合計	5236世帯	5181世帯
1施設当たりの定員世帯数	20.3世帯	20.3世帯
実定員世帯数合計※	4578世帯	4492世帯
1施設当たりの実定員世帯数	17.7世帯	17.6世帯

※認可定員施設と暫定定員施設の世帯数合計

出典)平成23年度・24年度 全母協便覧/全母協

参考)認可定員規模

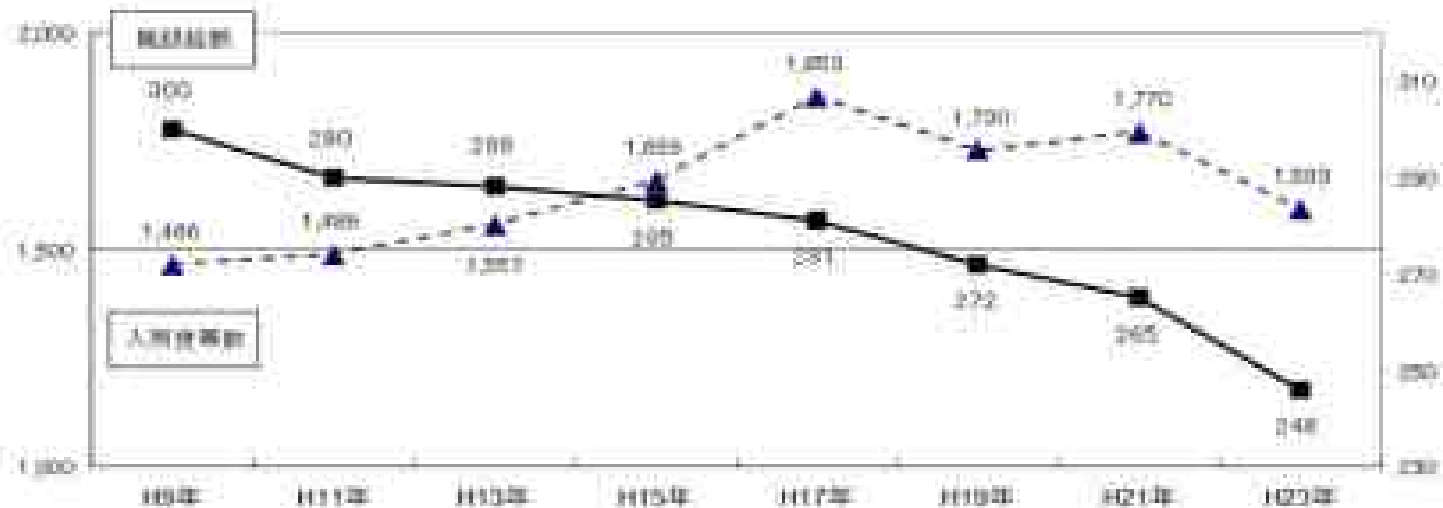


出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査/全母協

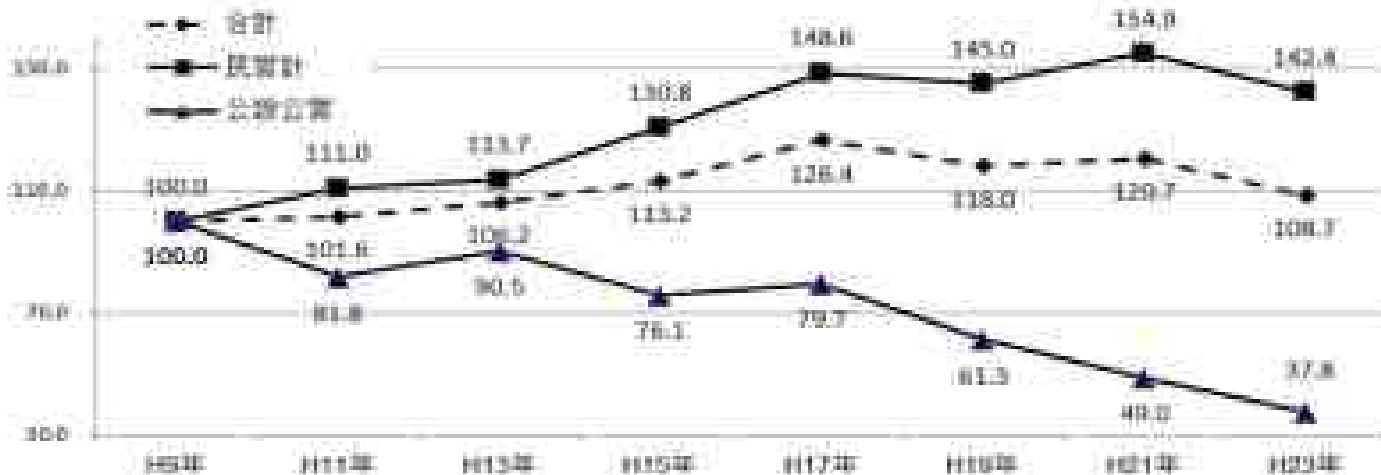
2. 母子生活支援施設の概要

(2) 施設数、入所世帯数

■入所世帯数と施設数の推移



■入所世帯数の推移(平成9年比率)



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

2. 母子生活支援施設の概要

(3) 職員体制（配置基準）

■必ず配置する職員

職種	人数等
施設長	
母子支援員	～9世帯 1人以上 10世帯～19世帯 2人以上 20世帯～ 3人以上
嘱託医	
少年指導員	～19世帯 1人以上 20世帯～ 2人以上
調理員	

■加算等により配置できる職員

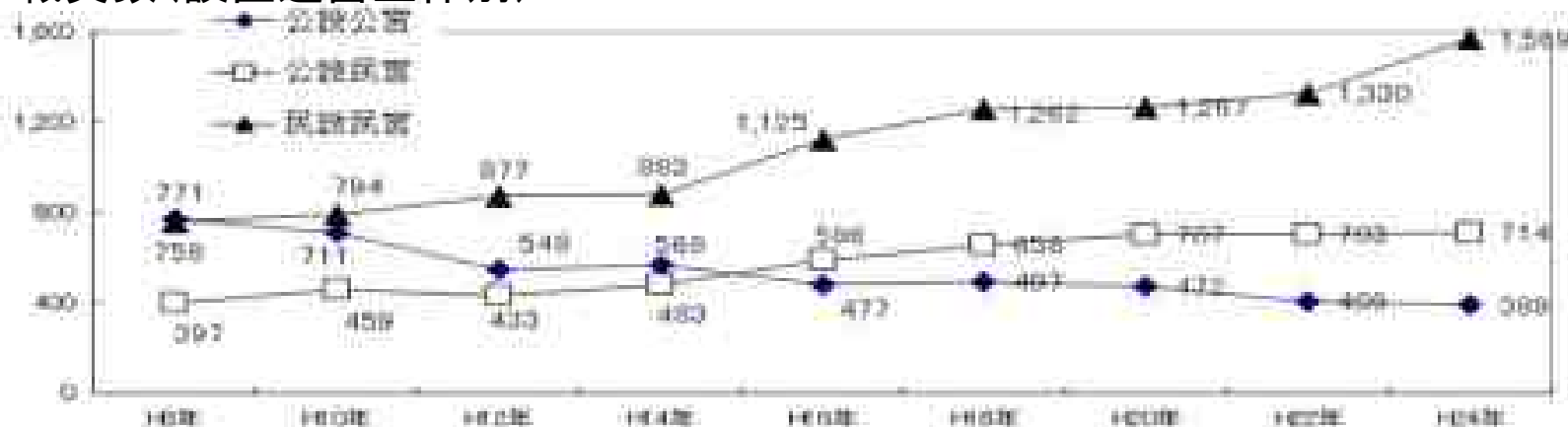
職種	人数等
保育士	保育所に準ずる設備を設けるとき、乳幼児30人に1人以上
心理療法担当職員	心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合
個別対応職員	配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合
退所後支援職員	アフターケア担当

2. 母子生活支援施設の概要

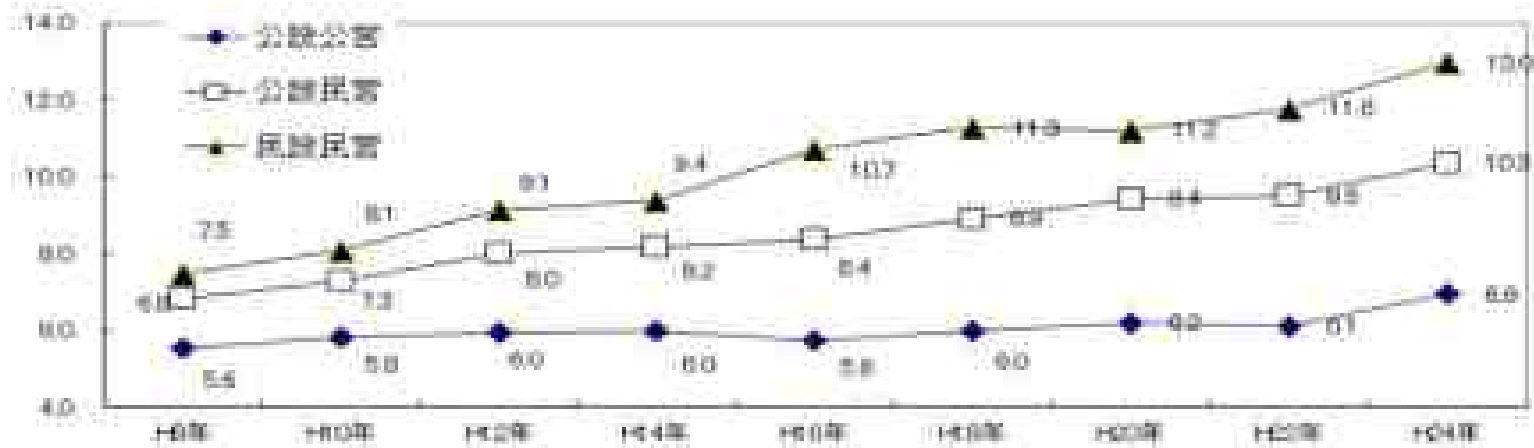
(4) 職員体制 (実数)

○平成24年度の職員総数は2,672人、1施設あたり平均職員数は10.9人(246施設)

■職員数(設置運営主体別)



■1施設あたりの平均職員数(設置運営主体別)



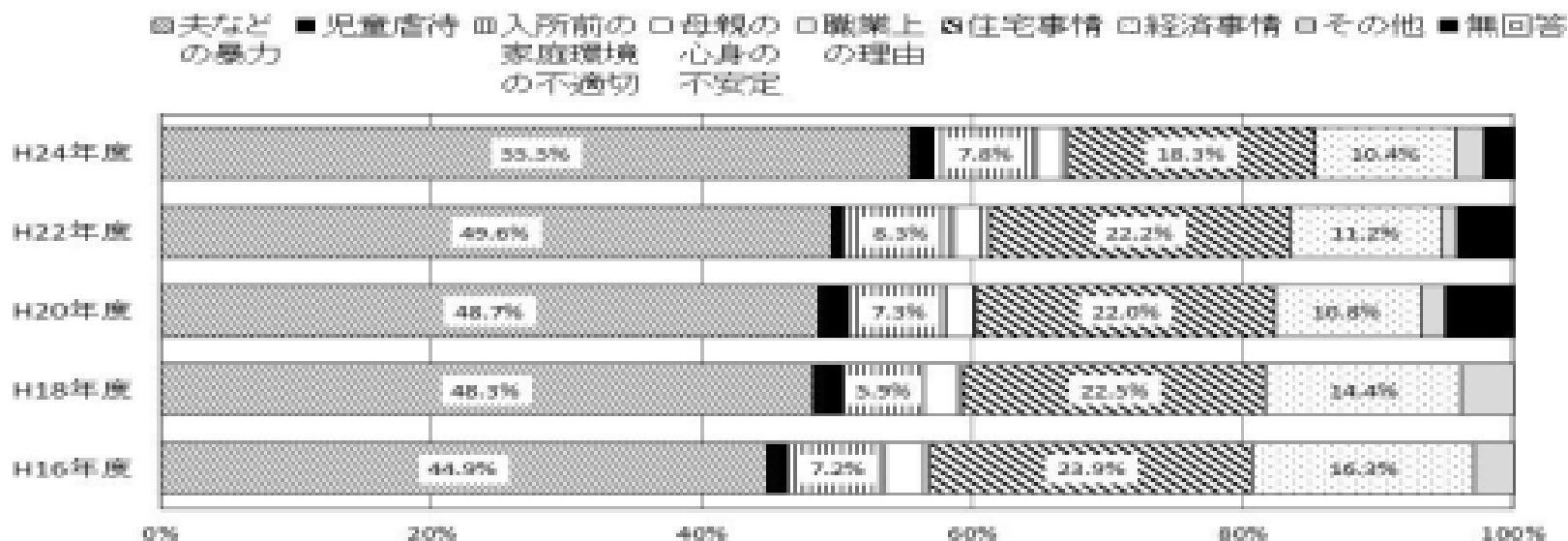
3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(1) 新規入所世帯の入所理由

○新規入所世帯の入所理由は、「夫などの暴力」55.5% (884世帯)、「住宅事情」18.3% (292世帯)、「経済事情」10.4% (165世帯)など。

○「夫などの暴力」による入所が年々増加。一方「住宅事情」「経済事情」による入所は年々減少。

■新規入所世帯の入所理由(年次推移)



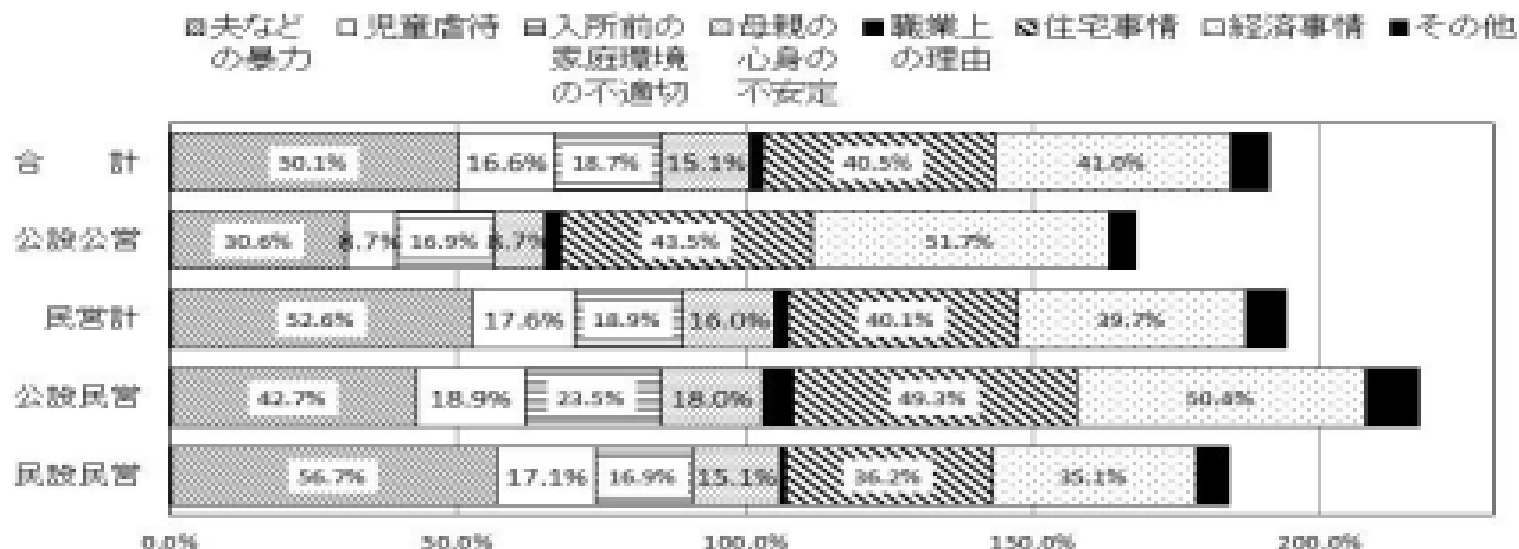
出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(2) 在所世帯の入所理由（複数回答）

○在所世帯の入所理由（複数回答）によると、「夫などの暴力」50.1%（1,810世帯）「経済事情」41.0%（1,482世帯）「住宅事情」40.5%（1,463世帯）が多い。
 一方「入所前の家庭的環境の不適切」18.7%（674世帯）、「児童虐待」16.6%（600世帯）、「母親の心身の不安定」15.1%（547世帯）等が一定数の数みられる。

■在所世帯の入所理由（複数回答） ※各年度4月1日現在

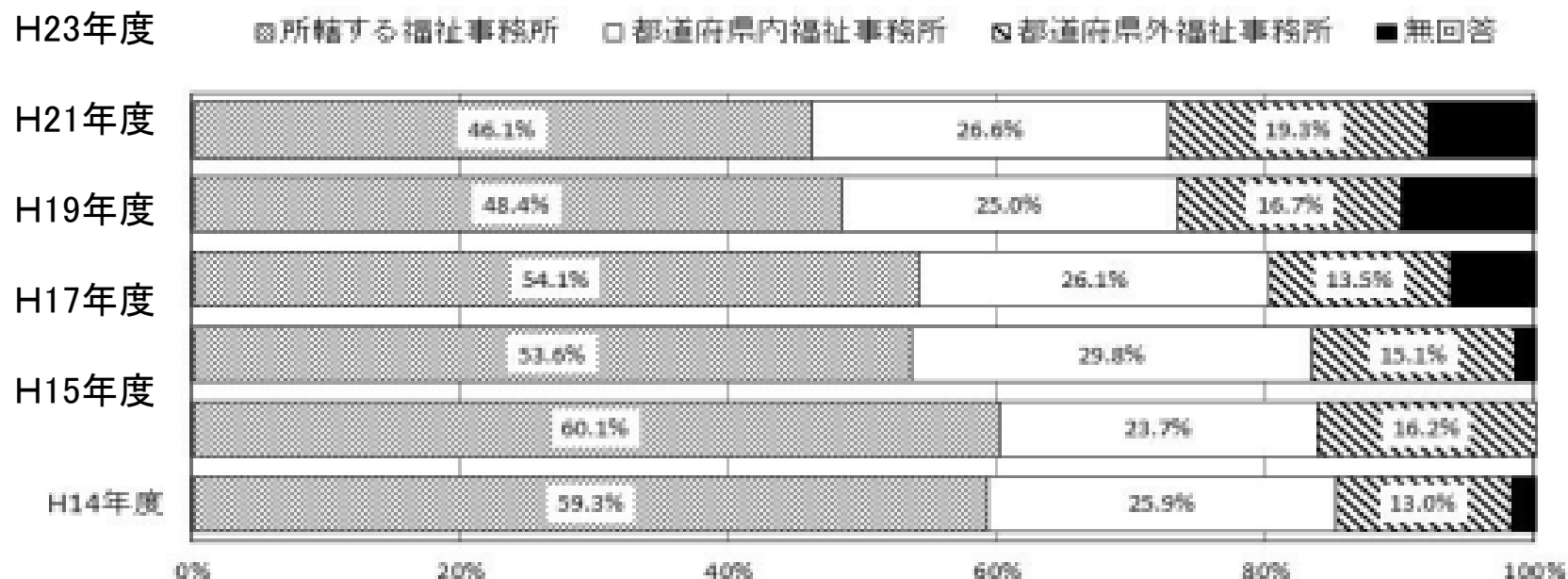


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(3) 広域利用の状況

○新規入所世帯の利用決定を行った福祉事務所は、当該母子生活支援施設と同地域の「所管する福祉事務所」が46.1%(735世帯)と最も多いが、「都道府県外福祉事務所」19.3%(307世帯)については、年々増加。

■新規入所世帯の担当福祉事務所 (世帯数)



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(4) 児童虐待の状況

○児童虐待を受けた子どもの人数3,085人と、入所後に明らかに児童虐待が明らかにされた子どもの人数839人を合わせると3,924人(68.4%)にのぼる。

■児童虐待を受けた子どもの人数

■(入所前の)児童虐待が入所後に明らかにされた子どもの人数

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	583 77.9%	59 7.9%	52 7.0%	54 7.2%	748
性的虐待	43 71.7%	1 1.7%	1 1.7%	15 25.0%	60
ネグレクト	126 32.6%	170 43.9%	72 18.6%	19 4.9%	387
心理的虐待	1,602 84.8%	110 5.8%	82 4.3%	96 5.1%	1,890
計	2,354 76.3%	340 11.0%	207 6.7%	184 6.0%	3,085

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	75 36.1%	99 47.6%	28 13.5%	6 2.9%	208
性的虐待	13 56.5%	3 13.0%	0 0.0%	7 30.4%	23
ネグレクト	28 10.8%	203 78.4%	25 9.7%	3 1.2%	259
心理的虐待	152 43.6%	135 38.7%	37 10.6%	25 7.2%	349
計	268 31.9%	440 52.4%	90 10.7%	41 4.9%	839

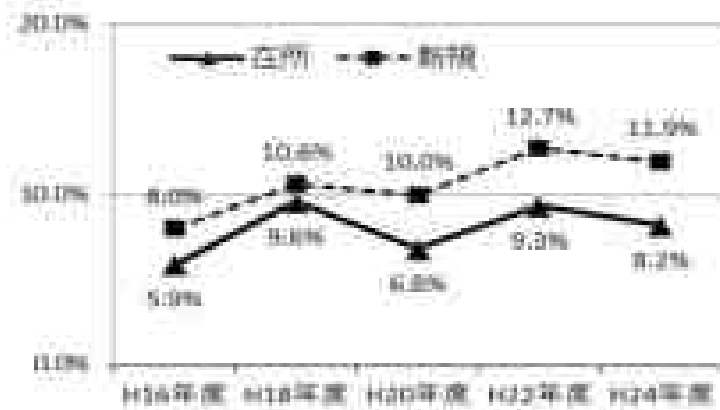
※DVのある世帯の子どもはすべて含む
 ※入所している子どもの数 総計 5,739人

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(5) 外国籍の母親の入所状況、入所理由

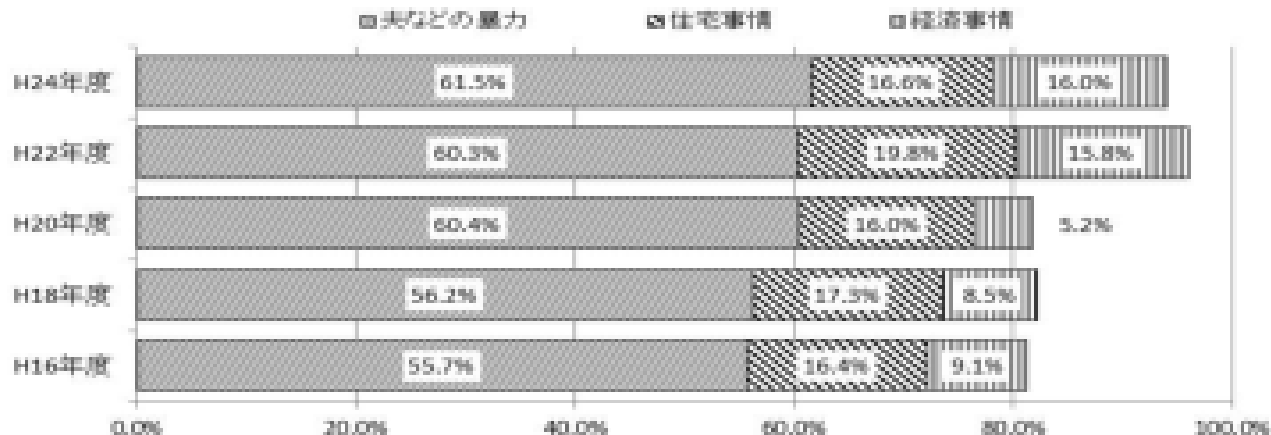
○外国籍の母親の新規入所は全体の11.9%(190世帯)、在所世帯数で見ると全体の8.2%(296世帯)。

■ 外国籍の母親の入所状況



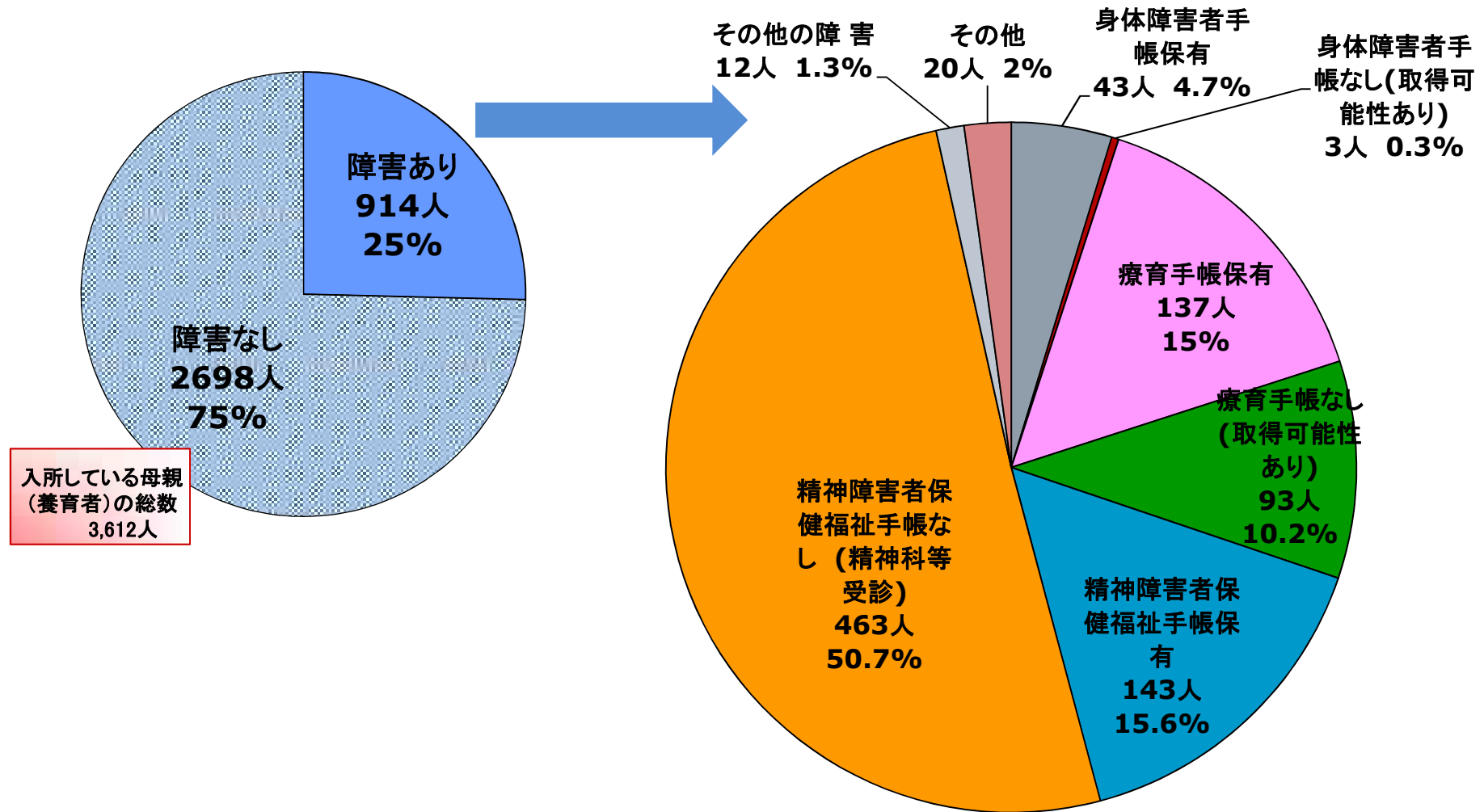
※在所＝4月1日時点の世帯数
新規＝各年度中新規入所世帯数

■ 外国籍の母親の入所理由(年次推移) ※各年度4月1日現在の在所世帯



3. 母子生活支援施設の利用者の状況

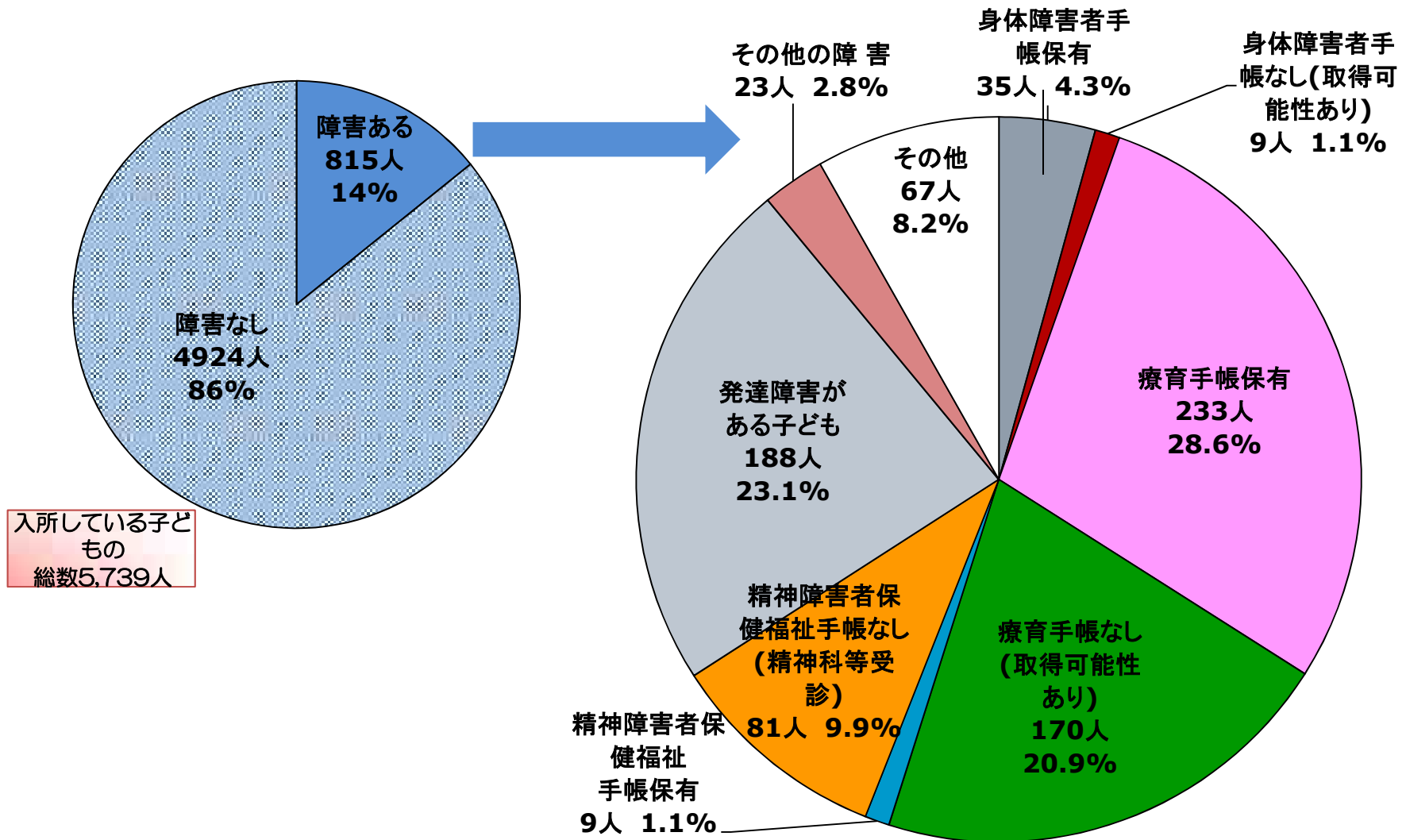
(6) 障害のある母親の入所状況、障害者手帳等の保有状況



出典) 平成24年度全国母子生活支援施設実態調査 / 全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(7) 障害のある子どもの入所状況、障害者手帳等の保有状況



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

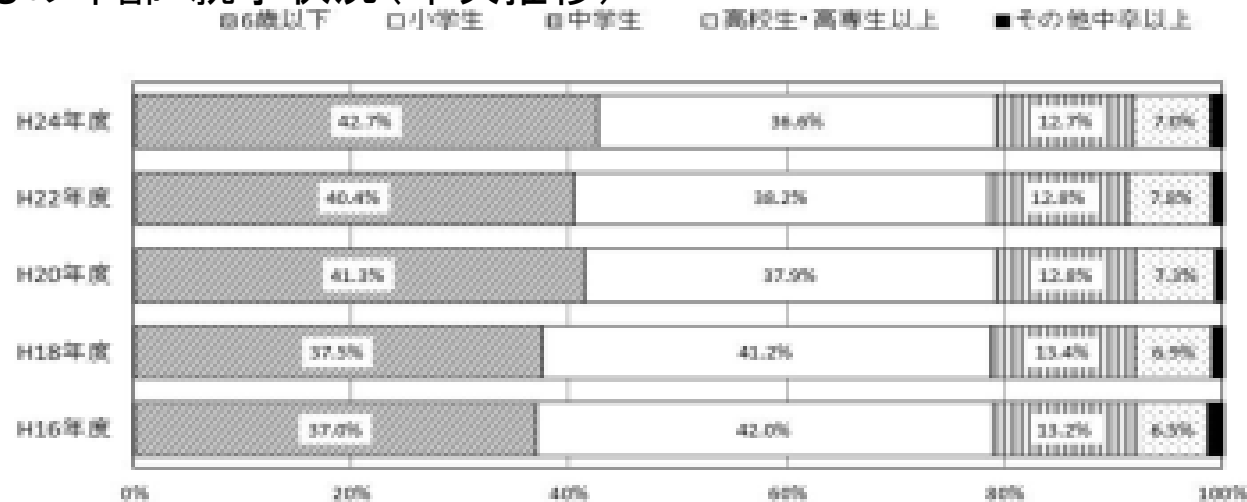
3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(8) 入所している子どもの年齢、別居子の有無

○子どもの年齢・就学状況は、「0歳」3.8%(220人)、3歳未満児が17.3%(997人)。これを含む「6歳以下」の未就学児が42.7%(2,449人)と約半数近く。

このほか「小学生」36.6%(2,098人)、「中学生」12.7%(731人)、「高校生・高専生以上」7.0%(402人)など。

■ 子どもの年齢・就学状況(年次推移)



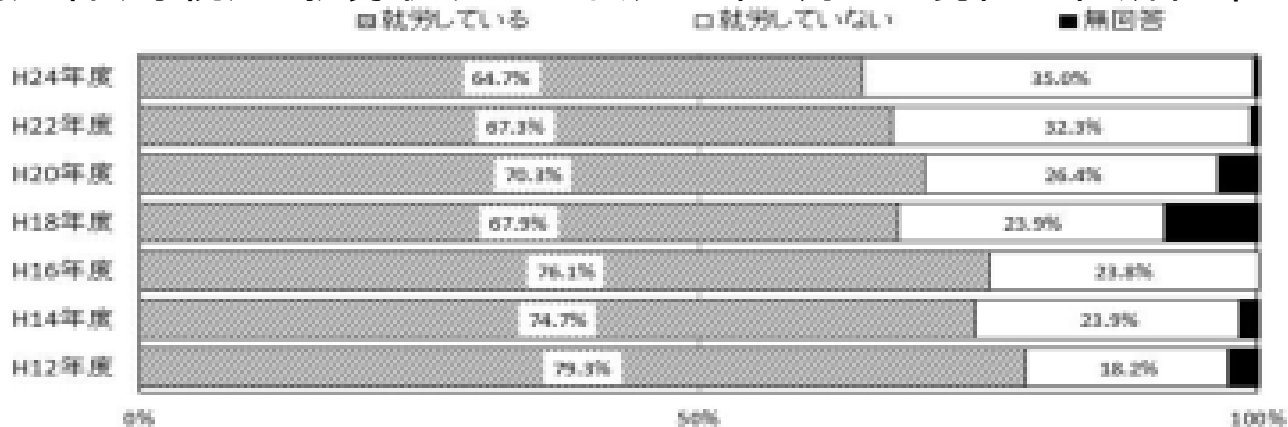
○なお、他の児童福祉施設に入所中の別居子をもつ世帯がいる施設の割合は33.3%(82施設)で、114世帯。

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(9) 母親の就労状況、雇用形態

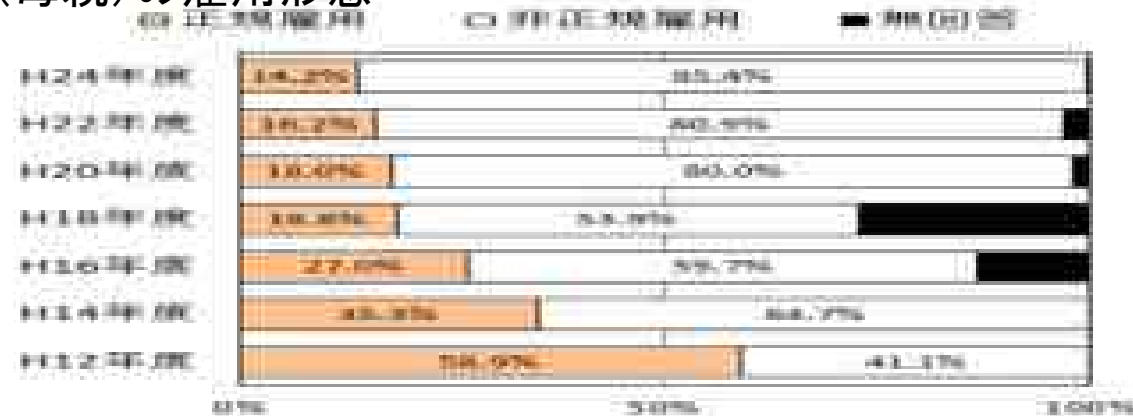
○母親が「就労している」割合は64.7%(2,336人)。

■利用者(母親)の就労状況 ※平成24年4月1日現在の在所世帯



○就労している母親の雇用形態は、「正規雇用」14.2%(331人)、「非正規雇用」85.4%(1,994人)。

■利用者(母親)の雇用形態

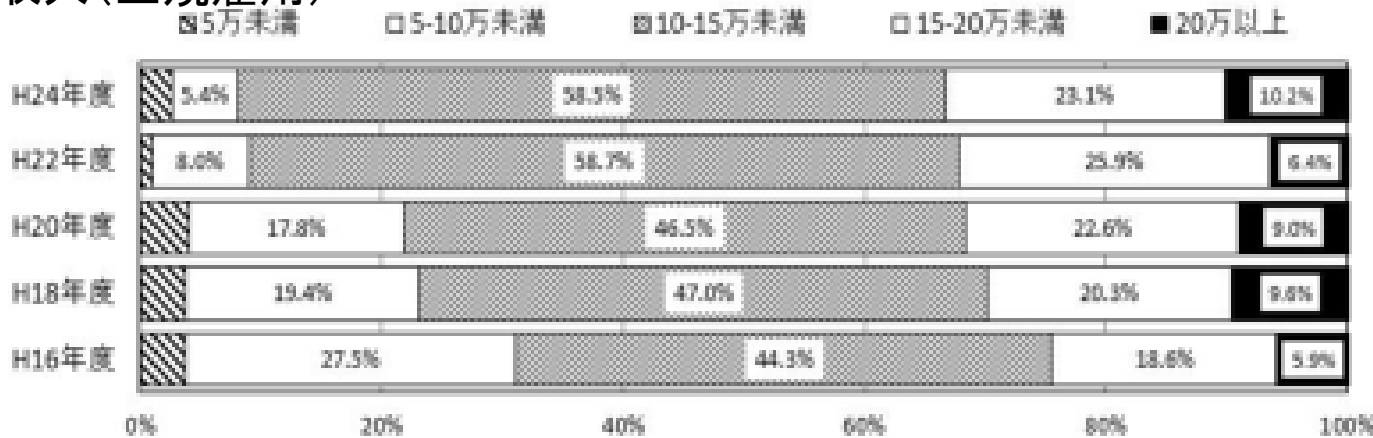


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

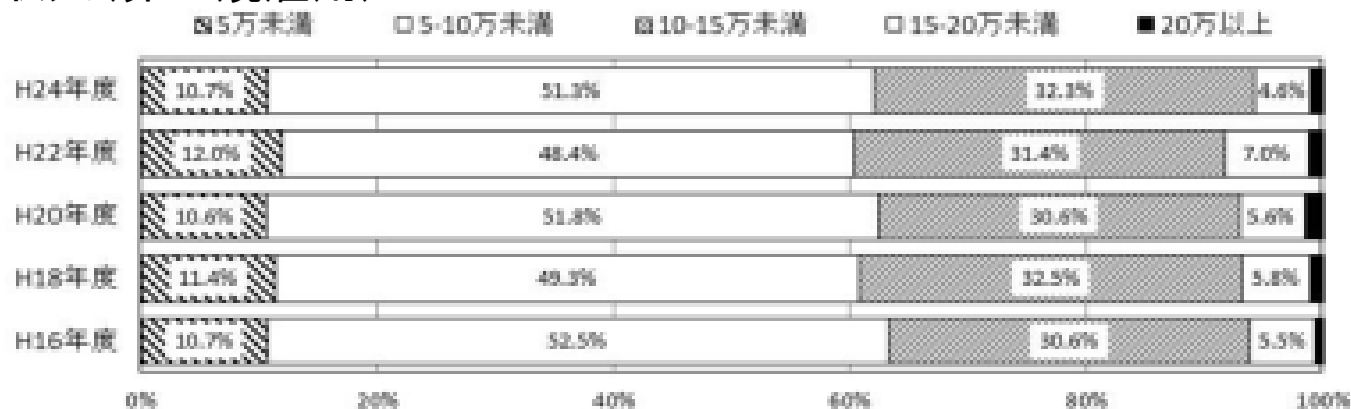
(10) 母親の収入

○収入状況(月収)は正規雇用の場合、「10-15万未満」58.5%(172人)、「15-20万未満」23.1%(68人)、非正規雇用の場合、「5-10万未満」51.3%(935人)、「10-15万未満」32.3%(589人)

■ 収入(正規雇用)



■ 収入(非正規雇用)

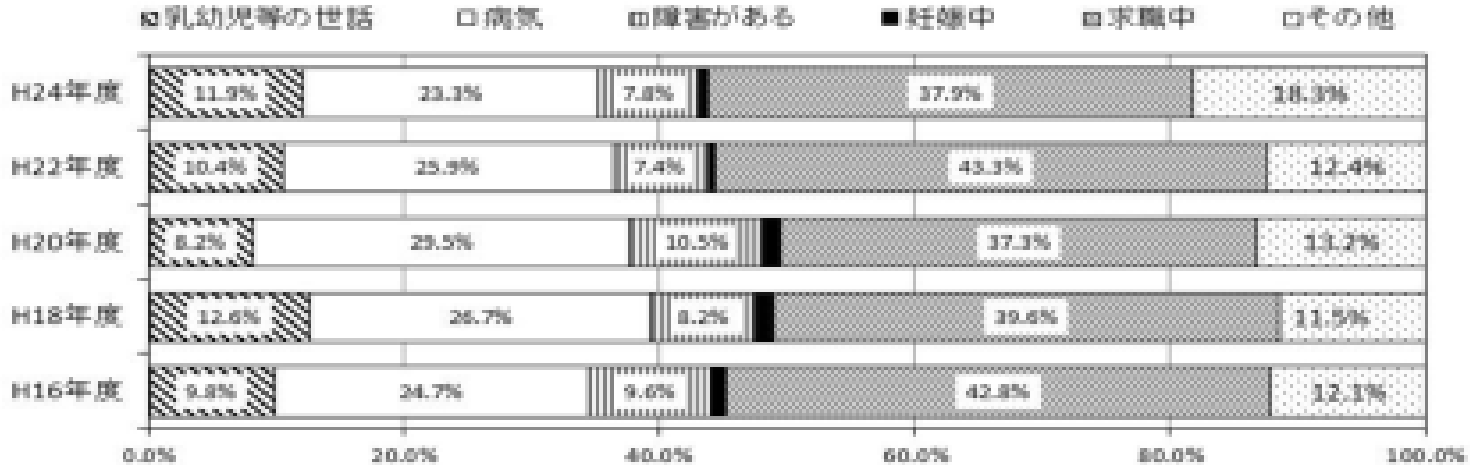


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(11) 生活保護受給状況等

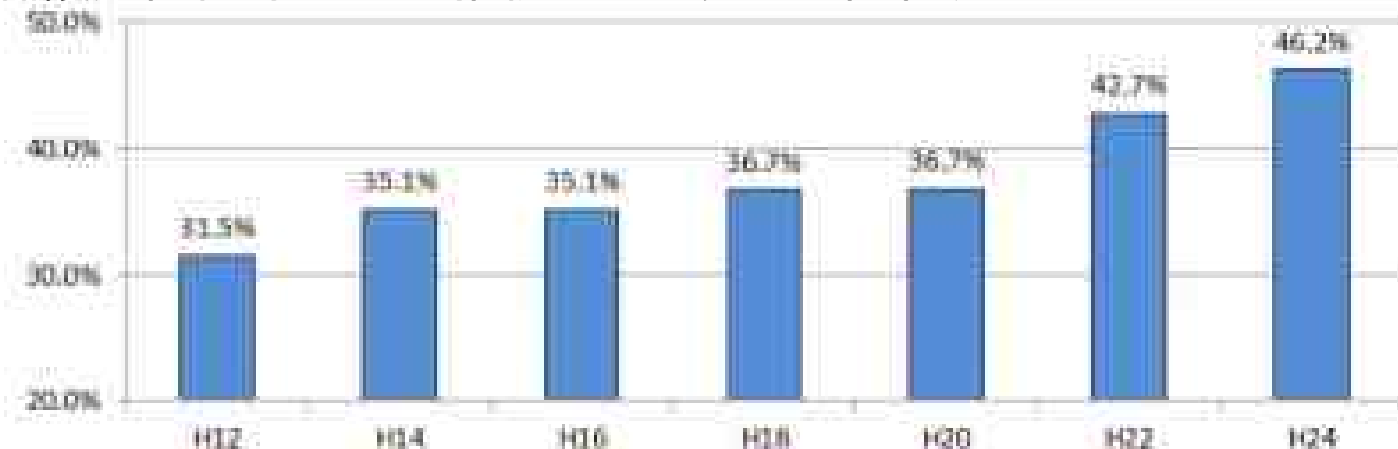
○就労していない理由は、「求職中」が37.9%(479人)、「病気」23.3%(294人)など。

■母親が就労していない理由



○生活保護受給者割合は46.2%(1,667人)。

■生活保護受給者割合(年次推移) ※就労状況問わず

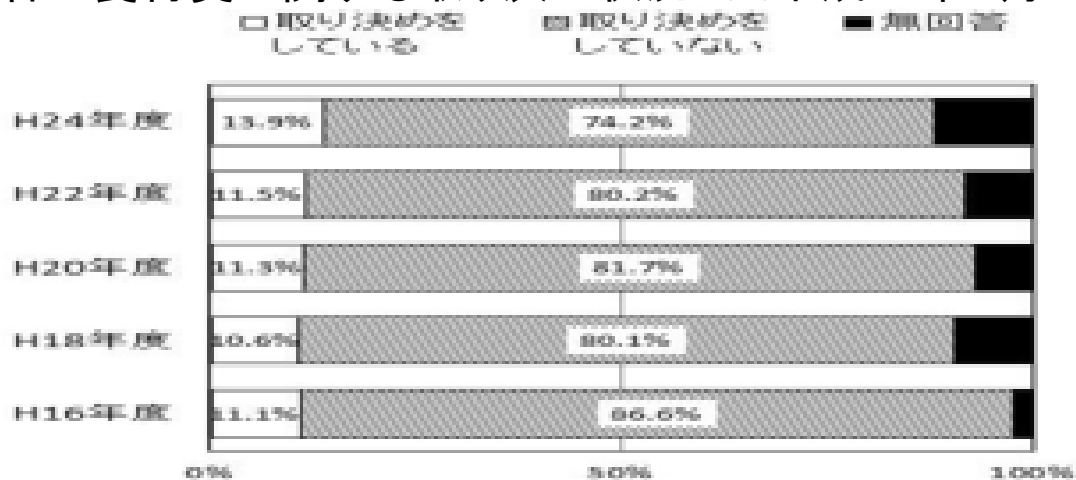


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

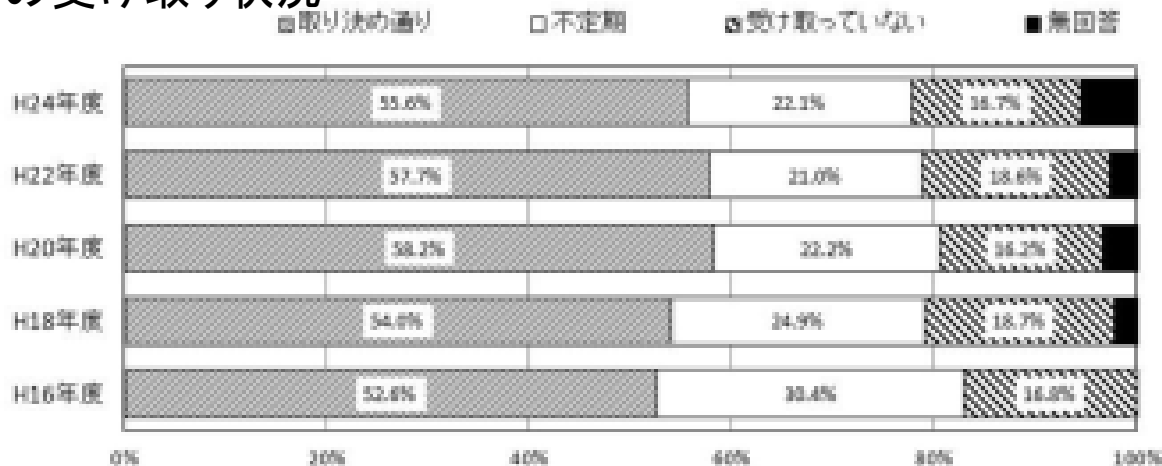
(12) 養育費の状況

○養育費の「受け取りの取り決めをしている」は13.9% (502人)、その内「取り決め通り受け取っている」は約半数の55.6% (279人)。

■入所者の養育費に関する取り決め状況 ※平成24年4月1日現在の在所世帯



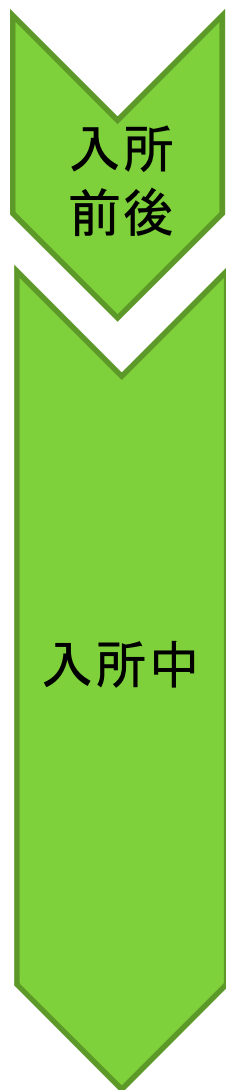
■養育費の受け取り状況



4. 母子生活支援施設における支援

(1) 入所世帯への支援

母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う



- 福祉事務所等と連携して、施設や地域等の情報を事前提供
- 子どもの保育所・学校の入所・入学・転校・編入・支援
- 職員、他の入所世帯との人間関係構築の支援
- DV被害者の速やかな受け入れ、安心安全な生活の提供 等

【母親への支援】

- 家庭生活支援
(衣食住の生活スキル向上、健康管理 等)
- 子育て支援
(相談・助言、児童相談書等との連携 等)
- 対人関係支援
- 就労支援
(資格取得、求人開拓、保育、職場との調整 等)

- 補完保育
(早朝、夜間、休日、病時 等)
- 家族関係への支援
(母子、きょうだい、父親、親族等)
- DV被害からの回避・回復
(保護命令等の情報提供、法的手続きの同行、区域外就学調整、心理的ケア 等)

【子どもへの支援】

- 放課後活動
(生活知識、技術の伝達、遊び、行事 等)
- 学習支援
- 進学、就職支援
(学校との連携、奨学金制度等の活用 等)
- 被虐待児、発達障害等の障害児個別支援
(個別に学習・遊び、病院・相談機関等への同行 等)

4. 母子生活支援施設における支援

(2) 退所世帯への支援



- 退所先の関係機関との連携
(行政、医療福祉、ボランティア・NPO団体、母子自立支援員、民生委員児童委員等)
 - 相談支援の継続(電話、来所、訪問)
 - 各種同行支援の継続
 - 学童保育や学習支援、施設行事への招待
- 等

■ 退所決定の理由

(世帯)

退所世帯数	経済的自立度が高まった	日常生活等自立が高まった	子どもの年齢が20歳を超した	希望退所	再婚する	復縁する	住宅事情が改善した	契約期間の満了	その他+無回答
1,694	308	246	50	305	82	95	276	119	213
100.0%	18.2%	14.5%	3.0%	18.0%	4.8%	5.6%	16.3%	7.0%	12.6%

■ 退所後の住まい

(世帯)

退所世帯数	親・親戚との同居	成人した子との同居	配偶者との復縁又は再婚	元配偶者以外との結婚	単独の母子世帯	本人宅	不明	その他+無回答
1,694	140	8	98	76	1,198	22	20	132
100.0%	8.3%	0.5%	5.8%	4.5%	70.7%	1.3%	1.2%	7.8%

4. 母子生活支援施設における支援

(3) 地域の子育て世帯への支援

○ 実施施設、1施設あたり述べ利用人数

ショートステイ(補助あり)	54施設	121人／年
トワイライトステイ(補助あり)	38施設	288人／年
学童保育(補助なし)	34施設	82人／月
電話相談(補助なし)	33施設	34人／月

○ 退所世帯の利用

補助なし事業の利用割合が高い→ニーズにあわせて柔軟に対応

4. 母子生活支援施設における支援

(3) 地域の子育て世帯への支援

■自治体からの補助がある事業

	実施 施設数	利用者	うち退所者数		1施設あたり平均 利用者数
学童保育（地域対象）	19	682※	11	1.6%	36
施設内保育	14	176※	—		13
トワイライトステイ	38	10,925	1,677	15.4%	288
ショートステイ	54	6,528	393	6.0%	121
電話相談事業	16	1,070	404	37.8%	67
保育機能強化事業	10	25※	3	12.0%	3

■自治体からの補助はないが実施している事業

	実施 施設数	利用者	うち退所者数		1施設あたり平均 利用者数
学童保育（地域対象）	34	2,804※	399	14.2%	82
施設内保育	15	166※	33	19.9%	11
トワイライトステイ	3	6	6	100.0%	2
ショートステイ	5	18	16	88.9%	4
電話相談事業	33	1,113	587	52.7%	34

※学童保育、施設内保育、保育機能強化事業は1月あたり
 以外は1年あたり²³

4. 母子生活支援施設における支援

(4) DV被害世帯の緊急一時保護

○ 実施施設 162施設

○ 延べ受け入れ件数 918件

■緊急一時保護委託元

(件数)

受け入れ 総件数	配偶者暴力 相談支援セン ター(婦人相談 所)委託	被虐待児童 一時保護委託	その他 都道府県 単独事業	その他 市単独事業	本人との 直接契約による 利用
926	352	2	54	510	8
100.0%	38.0%	0.2%	5.8%	55.1%	0.8%

5. 今後の課題

- 支援の充実、支援の質の向上、
(倫理綱領の普及、運営指針の活用、第三者評価の受審等)
- 職員体制の充実
(世帯数に応じてきめ細やかな支援が行き届くような処遇職員の充実等)
- 施設利用の拡大
(広域利用、世帯の状況に応じた入所期間等)
- 地域格差のない制度へ
(施設数の増)



全母協

「母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして」
～全国母子生活支援施設協議会です～